

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

令和2年4月1日施行

【条例の目的】（条例第1条）

土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

【規制の対象】

○ 土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土を言います。

- ・ 土 砂：建設工事などにより発生した土、砂及びこれらと礫、砂利等が集まった物
- ・ 改良土：土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物
- ・ 再生土：産業廃棄物である汚泥等の脱水、混錬等の処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するもの

○ 土砂等の埋立て等とは

土地の埋立てや盛土など、土地へ土砂等を堆積する行為を言います。（一時的な保管も対象。）

- ・ 埋立て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること（山間部の谷地の埋立てなど）
- ・ 盛 土：周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないもの（農地や宅地の造成など）
- ・ 堆 積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更が予定されているもの（一時保管含む。例：ストックヤードなど）

【主な規制内容】

- ・ 1,000 m³以上 3,000 m³未満かつ高さが1 mを超える土砂等の埋立て等は市の許可が必要です。（3,000 m³以上の場合は、三重県の許可が必要になります。）
- ・ 許可の申請前には、市との事前協議、土地所有者の同意及び周辺地域の住民等への説明会の開催が必要です。
- ・ 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要です。
- ・ 搬入する土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認・報告を行う必要があります。
- ・ 土砂等の埋立て等を施工している間は定期的に、また、土砂等の埋立て等を完了、廃止したときは、区域外への排水の水質調査を行い、報告する必要があります。
- ・ 土地所有者の方は、埋立て等の施工状況を確認する必要があります。
- ・ 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

令和2年3月

尾 鷲 市 環 境 課

1 土砂等の埋立て等を行う者の責務等

(1) 責務

- ・埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努める必要があります。
- ・災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務があります。

(2) 埋立て等の許可

- ・埋立て等区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満であり、かつ高さが1mを超える場合は、市の許可が必要です。(一団の区域内の複数の行為は、合算した面積となります。)
(3,000㎡以上は三重県条例の対象です。)
- ・許可期間は3年以内です。
- ・許可を要しない場合もあります。[(8)(9)参照]

(3) 許可申請前の手続き等

- ・申請内容及び説明会の概要等について、市と事前に協議しなければなりません。
- ・土地所有者の同意を得なければなりません。
- ・周辺地域の住民等に対して説明会を開催しなければなりません。

(4) 許可の基準

- ・欠格要件(破産者、本条例の命令・取消しを受け5年を経過しない者、暴力団員やその関係者 など)に該当しないこと。
- ・埋立て等を的確に、かつ継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- ・管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。
- ・土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
- ・埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積の形状や施設の計画が構造基準に適合していること。
- ・地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。

(5) 許可を受けた者の義務

許可を受けた者は、次の報告・届出等を行わなければなりません。

- ・許可を受けた内容を土地の所有者へ通知
- ・埋立て等に着手したときは、10日以内に市に届け出
- ・搬入する土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認し、報告(搬入前)
- ・土砂等管理台帳を作成(毎月)し、使用した土砂等の量などを報告(4月と10月の年2回)
- ・水質調査を実施し、その結果を報告(半年に1回、及び完了(廃止)時)
- ・氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など

(6) 申請から完了（廃止）までの流れ

【申請前】

- ・ 事前協議（目的、位置及び面積、期間、形状、搬入計画、資力の確認等）
- ・ 土地所有者の同意
- ・ 周辺地域の住民等への周知（説明会の開催）



【申請書の提出】

- ・ 条例、規則に記載の資料を添付
（埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面等、土地の所有者の同意書、災害の防止上及び生活環境の保全上の措置関係書類、資力の確認、搬入計画、周辺地域の住民等の意見書などを添付）



【許 可】

- ・ 許可基準への適合（欠格要件、資力基準、技術基準、水質検査に係る措置等）



【搬入前】

- ・ 土砂等の埋立て等の着手届の提出
- ・ 搬入土砂等の発生場所、汚染のおそれがないことの確認、報告



【搬入中】

- ・ 土砂等管理台帳の作成（毎月）、標識の掲示、境界標の設置
- ・ 使用した土砂等の量の報告（4月と10月の年2回）
- ・ 水質調査の実施、その結果の報告（半年に1回）



【完了（廃止）時】

- ・ 水質及び土壌調査
- ・ 完了（廃止）届 → 完了検査
- ・ 災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置（必要に応じて）

(7) 関係書類の閲覧等

- ・ 許可事業者は、事業が施工されている間、許可に係る土砂等管理台帳及び条例の規定により市長に提出した書類の写しを、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。
- ・ 市は、埋立て等許可の申請があったときは、事業の完了等の届出があった日までの間、条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供します。

(8) 許可を要しない場合

次の土砂等の埋立て等は条例による許可は不要です。

- ① 当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- ② 国、地方公共団体が行うもの
- ③ 公共団体が行うもの

土地改良区・土地改良区連合	土地区画整理組合
市街地再開発組合	日本下水道事業団
土地開発公社	中日本高速道路株式会社
国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの	

- ④ 他法令の許可等によるもの

採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第 15 条第 1 項の規定による許可若しくは同法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
土壤汚染対策法第 22 条第 1 項の規定による許可又は同法第 23 条第 1 項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
港湾法第 37 条第 1 項（第 2 号を除く。）の許可
道路法第 24 条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第 32 条第 1 項若しくは同法第 91 条第 1 項の許可
土地区画整理法第 4 条第 1 項の認可又は同法第 76 条第 1 項の許可
都市公園法第 5 条第 1 項又は同法第 6 条第 1 項の許可（準用規定を含む）
下水道法第 16 条の承認（準用規定を含む）
河川法第 20 条の承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項若しくは第 27 条第 1 項の許可
都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可
都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の認可又は同法第 66 条第 1 項の許可
海岸法第 8 条第 1 項若しくは第 37 条の 5 の許可又は同法第 13 条第 1 項の承認
三重県港湾施設管理条例第 3 条第 1 項の許可
尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例第 6 条第 1 項の確認

⑤ その他許可を要しないもの

非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等
運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等
地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等
土壌汚染対策法第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等
公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許に係る事業における土砂等の埋立て等
鉄道事業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者が行う鉄道路線、停車場その他の鉄道整備における土砂等の埋立て等
三重県土採取規制条例第 4 条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
法令若しくは他の条例（三重県の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等

(9) 形状及び構造上の基準を適用除外する法令等

地すべり等防止法第 18 条第 1 項の許可を要する行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可を要する行為
三重県砂防指定地等管理条例第 4 条第 1 項の許可を要する行為

2 土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務等

(1) 土砂等を発生させる者の責務

- ・ 建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めることが必要です。

(2) 土地の所有者の責務・義務

- ・ 所有する土地において、不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。
- ・ 埋立て等の施工状況を、月に 1 回以上確認する必要があります。
- ・ 許可の内容と明らかに異なるときは、埋立て等の中止などを求め、市に報告する必要があります。
- ・ これらの義務を怠った場合には、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう、勧告や命令を受ける場合があります。

3 命令・公表・罰則など

(1) 命令・立入・公表

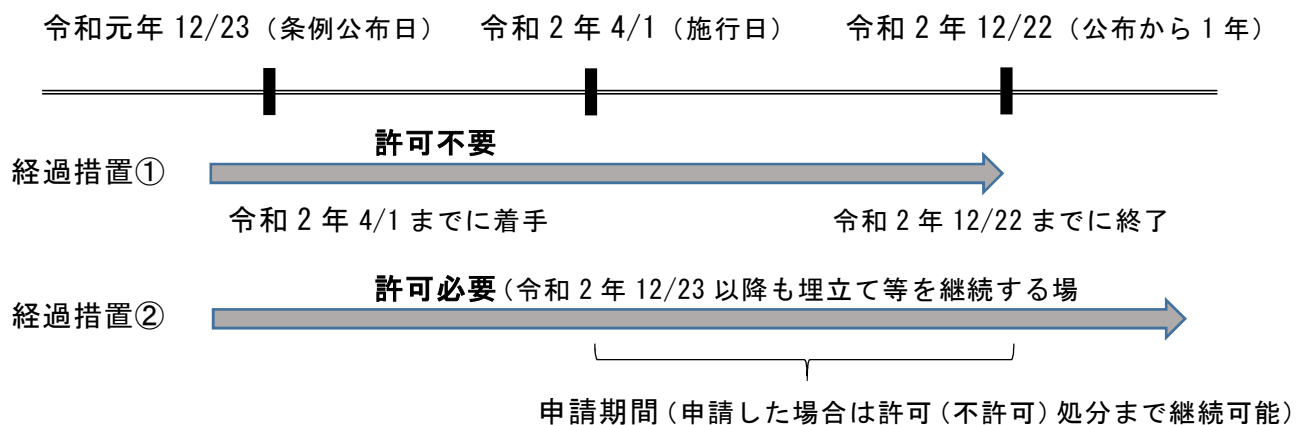
- ・市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は土砂等の埋立て等の停止を命ずることができます。
- ・市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土地の所有者に対して報告を求めることができます。また、立入検査を行うことができます。
- ・市長は、命令をしたときは、命令を受けた者の氏名又は名称、命令の内容を公表することができます。

(2) 罰則

- ・命令違反、無許可、搬入禁止命令違反、報告義務違反、届出義務違反など、最大で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金などの刑罰が科されることがあります。

4 経過措置

(1) 条例施行の際、現に土砂等の埋立て等を行っている者



(2) 条例施行の際、現に法令又は他の条例による許可、認可その他の処分を受けている者

次の規定による許可、認可を受けている者が行う土砂等の埋立て等については、当該許可等に係る期間が満了するまでの間は、条例第8条から第27条までの規定は、適用しない。

森林法第10条の2第1項又は第34条第2項の許可 (準用規定を含む)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可
地すべり等防止法第18条第1項許可	採石法第33条の認可
砂利採取法第16条の認可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可
三重県砂防指定地等管理条例第4条第1項の許可	三重県土採取規制条例第4条の認可

【お問い合わせ先】 尾鷲市環境課 〒519-3652 三重県尾鷲市古戸町10番9号
TEL : 0597-23-8251 / FAX : 0597-23-1700 / e-mail : kankyou@city.owase.lg.jp